

2 日 獣 発 第 252 号

令和 3 年 2 月 4 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

**家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の
再徹底について**

このことについて、令和 2 年 12 月 25 日付け 2 消安第 4314 号をもって、農
林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導については、指導後の
改善状況に係る自己点検結果を報告し、全ての農場で改善が達成されるまで継
続することとされていますが、今般、飼養衛生管理に係る改善を行うに当たり、
生産者から具体的にどのようにして取り組めばいいのか分かる資料を求める声
があります。

そこで、生産者の取組を促す上で参考となる資料が別添のとおり提供された
ので、それらの資料を活用し、今シーズンの発生予防対策について改めて生産
者への丁寧な指導に努めていただくようお願いします。

また、防鳥ネット、消毒機器等の設置に当たって支援が必要な場合には、消
費・安全対策交付金を活用することもできますので併せて周知願います。

つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 蓑島

TEL 03-3475-1601



2 消安第 4314 号
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農 林 水 産 省
消費・安全局動物衛生課長

家さん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の再徹底について

日頃から、家畜衛生の推進に御理解、御協力いただき誠に感謝申し上げます。

今般、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、貴会傘下の会員各位へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。



2 消安第 4176 号
令和 2 年 12 月 18 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について（結果）

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

標記の件については、今月 7 日に飼養衛生管理者に対する一斉点検の実施を指導
いただくとともに、点検結果を取りまとめて御報告いただいたところです。

本日、報告結果について、農林水産省ウェブサイト公表したのでお知らせいた
します。

高病原性鳥インフルエンザについては、現在、全国各地の野鳥から同病ウイルス
が検出されるなど環境からの侵入リスクが高まっております。しかしながら、今回
の調査結果では各項目について約 1 割の農場で不遵守が確認されており、本病の発
生を予防するためには、遵守できていない項目について早急な改善が必要な状況で
す。

つきましては、貴職において、引き続き飼養衛生管理基準の改善指導の徹底を強
力に推進し、今後の発生予防に全力で取り組んでいただきますようお願いし
ます。

今後の指導後の改善状況に係る自己点検結果については、令和 3 年 1 月 15 日
（金）までの報告を依頼しておりますが、各県ごとの改善状況を公表させていただ
きますので、御承知おきください。なお、本病の侵入リスクは規模の大小にかかわ
らないことから、今シーズンの本病の予防対策としては、100 羽未満の小規模飼養者
についても飼養衛生管理基準の遵守について指導いただくとともに、次回報告に当
たっては、これらも含む全農場、全飼養規模の自己点検結果を御報告いただきます
ようお願いいたします。

掲載 HP : https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r2_hpai_kokunai.html

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
病原体管理班 古庄、矢野
TEL : 03-6744-7144



2 消安第 4314 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の再徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導については、「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について（結果）」（令和 2 年 12 月 18 日付け 2 消安第 4176 号）により、遵守指導に取り組んでいただいているところで

す。
今後の指導後の改善状況に係る自己点検結果については、令和 3 年 1 月 15 日（金）までの報告を依頼し、全ての農場で改善が達成されるまで継続することとしておりますが、今般、飼養衛生管理に係る改善を行うに当たり、生産者から具体的にどのようなして取り組めばいいのか分かる資料を求める声があります。

つきましては、生産者の取組を促す上で参考となる別添資料を提供しますので、今シーズンの発生予防対策について改めて生産者への丁寧な指導に努めていただくようお願いします。

なお、防鳥ネット、消毒機器等の設置に当たって支援が必要な場合には、消費・安全対策交付金の活用もできますので、貴都道府県においては、生産者の方が交付金の活用も含めて発生予防対策に円滑に取り組めるよう、適切かつ生産者に寄り添って対応いただくよう、よろしくお願いします。

（参考）農林水産省ウェブサイトにおける別添資料の掲載ページ

ホーム＞消費・安全＞家畜の病気を防ぐために＞飼養衛生管理基準について

QRコード：



【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
病原体管理班 古庄、矢野
TEL：03-6744-7144

予防対策の重要ポイント

【衛生管理区域】

車両消毒

家きん舎

消毒の実施

専用の服や靴の使用

壁や金網の破損修繕

集卵・除糞ベルトの
開口部の隙間対策

家きん舎周囲の整理・
整頓(樹木の剪定等)

野鳥飛来防止対策
(忌避テープを張るなど)

水辺

鶏舎周囲の池の
水抜き

- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗淨・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録

- ②野生動物対策
- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底

(リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)

予防対策の重要ポイント

【衛生管理区域】

家きん舎



フェンス設置



車両消毒



入場者等の記録



専用の服や靴の使用



家きん舎毎の消毒



家きん舎専用の靴使用



出入りの最小限化



壁等の破損修繕



金網等の破損修繕



集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策



排水溝等からの侵入防止対策
(鉄格子の設置)



ねずみ対策
(トラップ設置)



家きん舎周辺の整理・整頓



家きん舎周囲の樹木の剪定



消毒の実施



消毒液の定期的交換

① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検

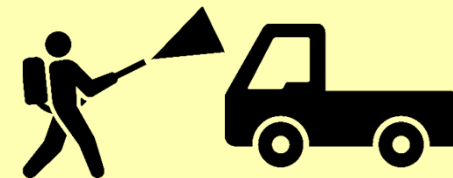
飼養衛生管理を毎日点検



□ 部外者の立入制限



□ 農場出入り時の消毒確認(車両、人、物)

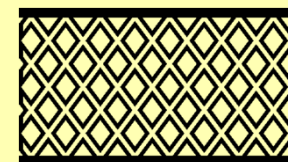


□ 衣服、長靴交換

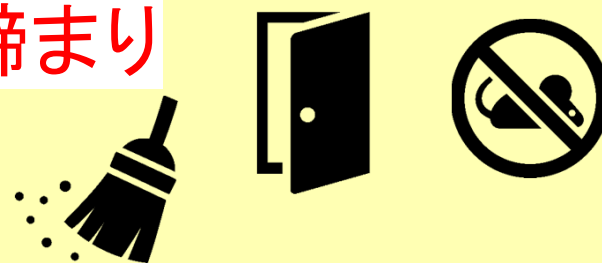


□ ネズミ駆除、消石灰散布

□ 野生動物侵入防止対策(防鳥ネット)



□ 整理、清掃、鶏舎の戸締まり



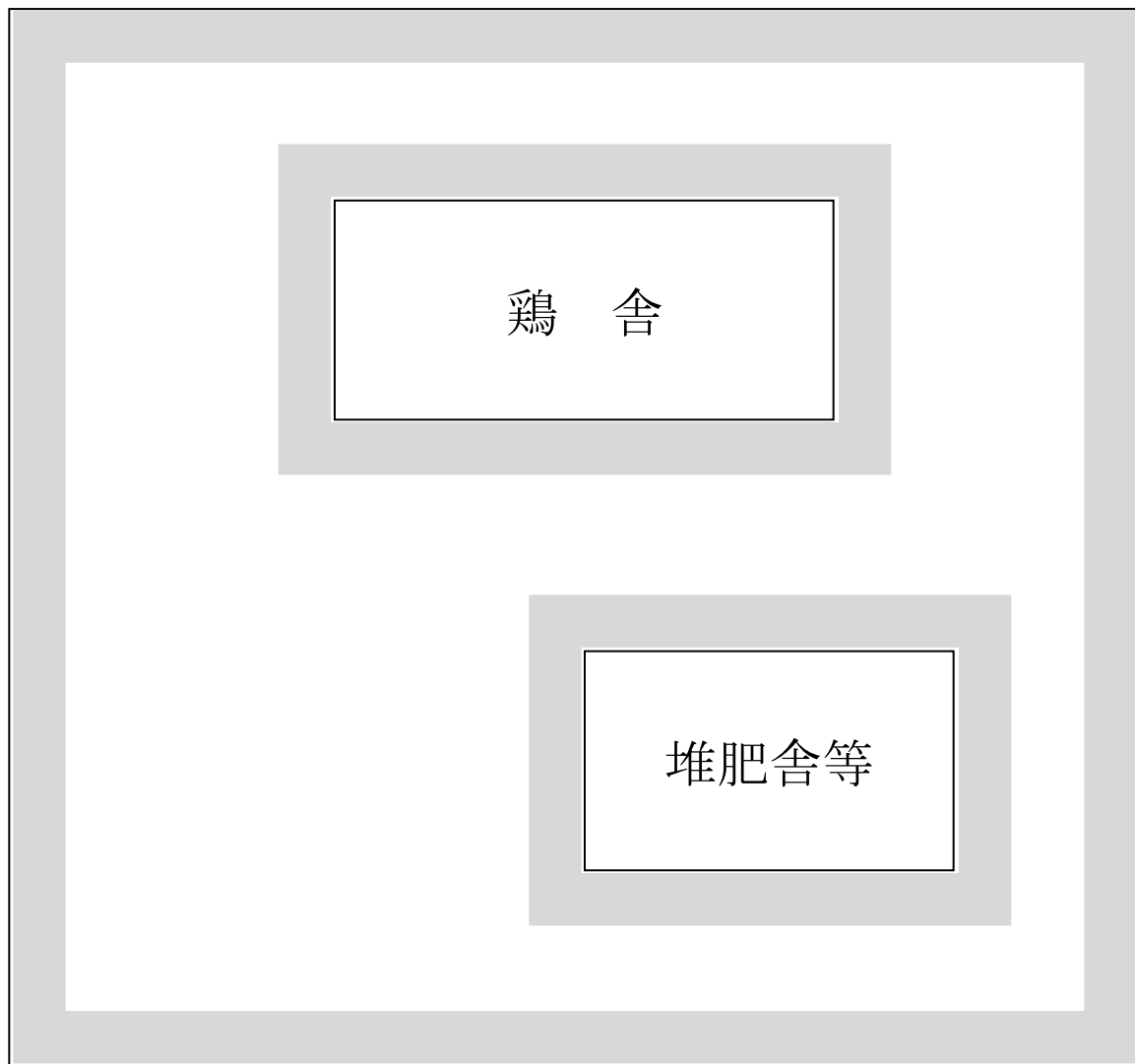
MAFF
農林水産省

鶏舎周囲と衛生管理区域境界部に**2m幅で消石灰を散布**しましょう!!

★家畜の異状に気づいたら直ちに通報しましょう!!

家畜保健衛生所 ☎

○ 消石灰の散布範囲



- ・ 農場外縁部及び畜舎、堆肥舎等の周囲を2m以上の幅で散布。
- ・ 散布量は0.5～1.0kg/m²を目安に地面が白く覆われるように散布。
(20kgの1袋で15m)

家畜衛生の推進（ソフト）

【令和2年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金 3,020 (2,017) 百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、家畜衛生に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や**野生動物の対策強化**の取組を進めます。

<政策目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

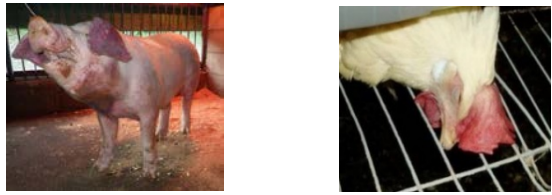
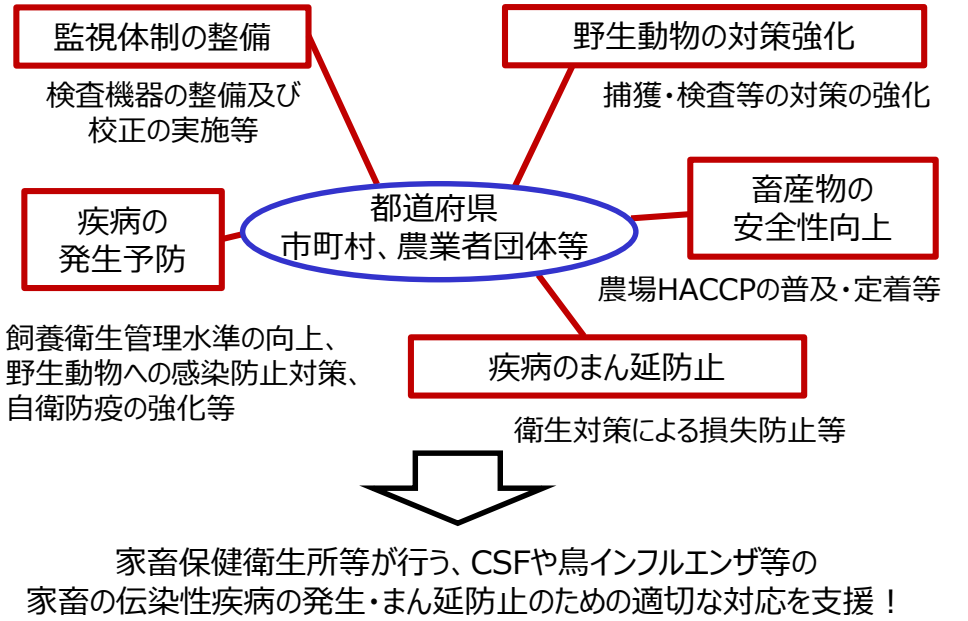
<事業の内容>

<事業イメージ>

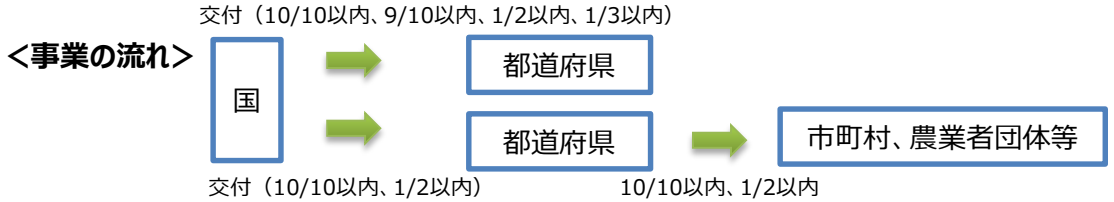
1. 監視体制の整備【継続】
- 家畜保健衛生所において検査精度を担保する上で不可欠な検査機器の整備及び校正等を支援します。
2. 家畜の伝染性疾病の発生予防【拡充】
- 地域が一体となった**防鳥ネットや消毒機器の整備などの飼養衛生管理水準の向上**の取組を支援します。

○ **残飯を介した野生動物への感染防止対策（ごみ箱・看板設置）**を支援します。

○ 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善か所の確認点検等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど**自衛防疫を強化する取組**を支援します。
3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止（継続）
- 地域で課題となっている生産性を低下させる疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等による損失防止の取組を支援します。
4. 畜産物の安全性向上（継続）
- 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等による安全な畜産物の安定的な供給体制の整備を支援します。
5. 野生動物の対策強化【新規】
- **野生動物による伝染性疾病のまん延防止のため、捕獲・検査等の対策の強化**に必要な資材の整備等にかかる費用を支援します。



（CSF及び鳥インフルエンザの症状）



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

飼養衛生管理マニュアル例

はじめに

令和2年6月30日に新たな飼養衛生管理基準(以下「新基準」という。)を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第46号)が公布されました。

新基準においては、これまで農場で実施している衛生対策を見える化した上で、関係者間(農場の従事者や外部従事者)で共有し、徹底した実践を図るため「飼養衛生管理マニュアル」を作成することを規定しています。

農場において飼養衛生管理マニュアルの作成が円滑に進むように、生産者団体の協力も得ながらマニュアル例を作成しました。

本マニュアル例は、基本的な衛生管理システムの項目を示したものです。

農場ごとの作業体系に合わせて加筆・修正し、策定後も家畜の所有者等による自己点検や担当の獣医師等による指摘事項を踏まえ、随時改訂を続けていくようお願いします。

なお、農場HACCP、JGAP対応農場においては、農場のマネジメントシステム、作業手順等に基づいてマニュアルを策定してください。

令和2年10月1日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

〇〇農場 飼養衛生管理マニュアル

本農場の従事者及び衛生管理区域に出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。

1. 農場外での対策

- 農場外の家畜等の取扱い禁止…………… P1
- 海外からの肉製品の持込み禁止…………… P2
- 海外渡航時及び帰国後の対策…………… P3
- 農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組…………… P4
- 愛玩動物の飼育禁止…………… P5

2. 衛生管理区域に入る際の対策

- 入場時の動作フロー…………… P6
- 車両入場時の動作フロー…………… P7

3. 衛生管理区域の管理及び対策

- 衛生管理区域内の整理・整頓…………… P8
- 飼料対策(野生動物の誘引防止対策)…………… P9
- 飲水対策(「飲用に適した水」の確保)…………… P10
- 野生動物の侵入防止対策…………… P11
- 死亡豚等への野生動物の接触防止対策…………… P12
- ねずみ対策…………… P13

4. 衛生管理区域から出る際の対策

- 出荷デポにおける交差汚染防止対策…………… P14
- 退場時の動作フロー…………… P15
- 車両退場時の動作フロー…………… P16

(別添)作業手順(SOP)及び緊急連絡先

農場外の家畜等の取扱い禁止

原則、農場外で飼養豚等を扱ったり、野生動物に接触するような行為は認めない。

やむを得ない事情(※)がある場合、【記載】飼養衛生管理者名等に事前に申し出た上で、交差汚染防止対策を講ずること。

(※1) 自宅でも豚を飼養している場合

自宅の飼養管理を行った後、シャワーで全身を洗淨した上で、新しい洗濯済の衣類及び靴に着替えて出勤する。

(※2) 地域の鳥獣害対策に従事している場合

従事後、農場に直行せず、自宅のシャワーで全身を洗淨した上で、新しい洗濯済の衣類及び靴に着替えて出勤する。また鳥獣害対策に要した器具・機材を農場に持ち込まない。

病原体を持ってこない



①

自宅



② 農場には直行せず、シャワー洗淨する。



車両消毒を
入念に実施する

自宅

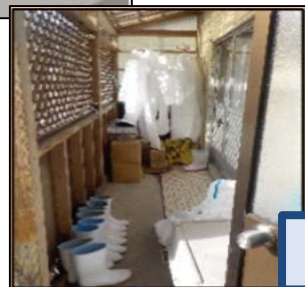


③ 衣服・靴の交換する。

農場へ

農場専用の衣服
・靴に交換する。

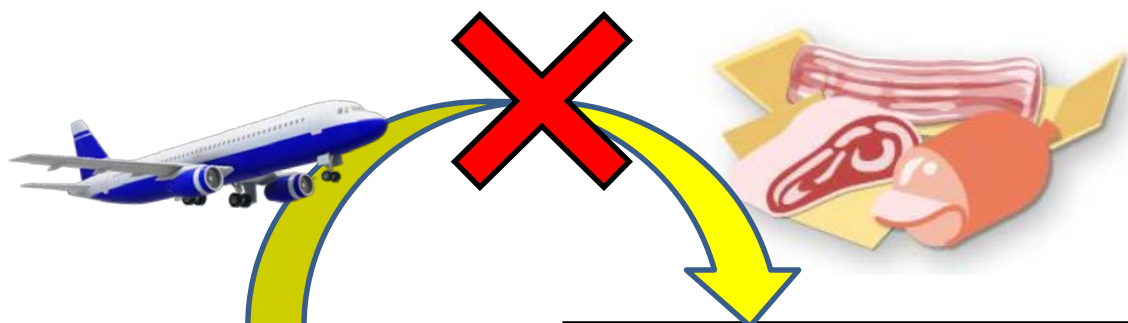
④



海外からの肉製品の持込み禁止

海外からの肉製品を日本に持ち込んではならない。

【記載】飼養衛生管理者名 は、【記載】従事者名 に対し、年に ● 回研修を開催し、外国から、豚肉、ソーセージ、餃子等の食品を日本に持ってこない、また、郵送しないことを伝える。



海外渡航時及び帰国後の対策

原則、ASFや口蹄疫等が発生している地域へは渡航しない。

※最新の発生地域は、農林水産省ウェブサイトを確認すること。

やむを得ず、海外渡航する場合は、

○事前に【記載】飼養衛生管理者名に渡航先、渡航期間を申し出る。

○渡航先では、畜産関係施設に立ち寄らない。

○帰国後は、帰国したことを、【記載】飼養衛生管理者名に報告し、帰国後1週間は、当農場を含め他の畜産施設等にも立ち入らない。

農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等）は持ち込まない。

畜舎や関連設備の修繕に係る工具、機材等は農場に備えつける。

○やむを得ず持ち込む場合、【記載】従事者名 は事前に 【記載】飼養衛生管理者名 に申し出る。

○【記載】従事者名 は衛生管理区域に持ち込む際、消毒を行う。

※物品の消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

○【記載】従事者名 は持ち込んだ機材を使用後、衛生管理区域内の倉庫に保管し、備品台帳に記録する。

○【記載】飼養衛生管理者名 は 【記載】毎月第●■曜日に台帳に記載の備品が倉庫に保管されているか確認する。

愛玩動物の飼育禁止

犬や猫を衛生管理区域内で飼育してはならない。

○ 【記載】 従事者名 は犬や猫が衛生管理区域内に侵入しないよう区域外で餌やりをする。

○ 【記載】 従事者名 は散歩時等、衛生管理区域を通過する場合は、肢等の洗淨及び消毒を行ってから、衛生管理区域に入場する。

入場時の動作フロー

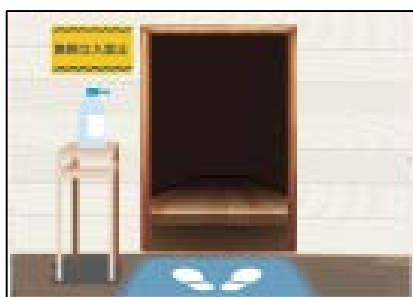
①衛生管理区域に立ち入る者は、【記載】 事務所入り口 等で手指の洗浄・消毒を行う。

②【記載】 事務所入り口 等に設置した台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。

なお、農場従事者は農場従事者用の台帳に記帳すること。

③更衣室にて、専用衣服・靴・手袋を着用する。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。



業者ごとに設置された台帳



【飼料運搬A業者用】令和〇年 〇〇農場 入退場記録簿							
	日付	入場時刻	退場時刻	氏名	目的	当日の他の畜産関係施設への立入	過去1週間以内での海外渡航
1	/	:	:			有・無	有・無
2	/	:	:			有・無	有・無
3	/	:	:			有・無	有・無
4	/	:	:			有・無	有・無
5	/	:	:			有・無	有・無
6	/	:	:			有・無	有・無
7	/	:	:			有・無	有・無
8	/	:	:			有・無	有・無
9	/	:	:			有・無	有・無
10	/	:	:			有・無	有・無

車両入場時の動作フロー

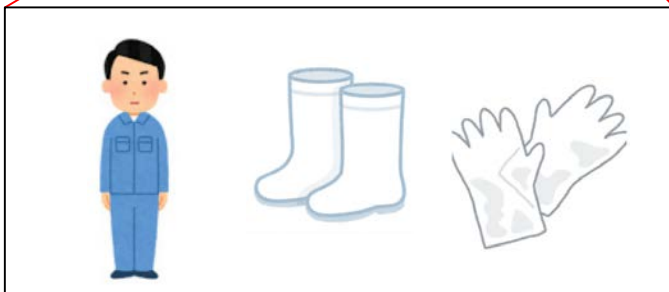
- ①衛生管理区域に車両で立ち入る者は、消毒場所に設置された台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。
なお、農場従事者は衛生管理区域外の専用駐車場に駐車し、事務所の農場従事者用の台帳に記帳すること。
- ②消毒場所で車両を消毒する。
- ③衛生管理区域内で車両から降りて作業する場合、消毒場所に用意してある農場専用のフロアマットと交換する。
- ④台帳に入場時の消毒の実施について記帳する。
- ⑤手指の洗浄・消毒を行う。
- ⑥設置された衣服・長靴・手袋を着用し、入場する。

※車両の消毒方法、手指の洗浄・消毒方法及び衣服・長靴・手袋の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。

台帳



消毒場所に用意している
農場専用のフロアマット



外部従事者用の衣服・靴・手袋

衛生管理区域内の整理・整頓

○目的別に資材等の保管場所を設定し、毎週 ☐ 曜日整理・整頓し、業務日誌に記録する。

飼料保管庫

担当：
【記載】 従事者名



薬品庫

担当：
【記載】 従事者名



事務所

担当：
【記載】 従事者名



○毎月、☐ 【記載】 除草の頻度

☐ 【記載】 従事者名

が衛生管理区域内及び防護柵の周囲を除草し、

☐ m幅で石灰を散布し、業務日誌にも記録する。



飼料対策(野生動物の誘引防止)

こぼれ餌の清掃

○ 【記載】 従事者名 は、豚舎周囲を毎日見回り、こぼれ餌があればその都度、清掃する。

○ 【記載】 従事者名 は毎週 ● 曜日と ● 曜日、タンクの下に消石灰を散布し、業務日誌に記録する。



○ 給餌車は、【記載】 従事者名 が給餌後に蓋を閉め、蓋等の破損がないか確認する。

破損があった場合は、随時修理し、【記載】 飼養衛生管理者名 に報告後、業務日誌にも記録する。



飲水対策(「飲用に適した水」の確保)

水場の対策

- 【記載】従事者名 が毎朝、塩素消毒装置の稼働状況を確認する。
- 【記載】従事者名 が飲水の塩素濃度チェックを1日 ● 回実施し、記録する。塩素濃度に異状が確認された場合、装置に故障がないか確認し、故障の場合、【記載】飼養衛生管理者名 に報告後、業務日誌にも記録する。
- 【記載】飼養衛生管理者名 は業者に装置の修繕を依頼する。
- 【記載】従事者名 が、【記載】半年に1回 等、水質検査を実施し、【記載】飼養衛生管理者名 に結果を報告し、結果は事務所のファイルに保管する。



- 【記載】従事者名 は水場の防鳥ネットについて、毎週 ● 曜日、破損の有無を確認する。破損が確認された際は、随時補修し、【記載】飼養衛生管理者名 に報告後、事務所の作業日誌に記録する。



野生動物の侵入防止対策

衛生管理区域外周の見回り

○毎週 ☐ 曜日 ☒ 曜日 が、衛生管理区域の外周を見回り、野生動物の痕跡(糞、足跡、掘り返し跡等)がないか確認する。確認された場合、 に報告後、作業日誌にも記録する。

衛生管理区域出入口の扉や畜舎入口のカーテン

○衛生管理区域出入口の扉は車両の入退時以外は常時閉め切りとする。

○畜舎のカーテンは、畜舎出入り時以外は常時閉め切りとする。



防護柵・防鳥ネット

毎週 ☐ 曜日 ☒ 曜日、 が防護柵と防鳥ネットの破損がないか見回りを行う。破損があった場合は、衛生管理区域内に備えてある道具や材料を使って補修し、 に報告後、作業日誌にも記録する。



死亡豚等への野生動物の接触防止対策

死体の適正な保管

○ 【記載】従事者名 は、死亡豚を発見したら、異常がないことを確認し、保管庫に運搬する。また、胎盤を発見後すぐに、保管庫へ運搬する。



○ 【記載】従事者名 は死体回収日に、保管庫が空になった後、デッキブラシで汚れを落としながら洗浄した後、消毒する（【記載】逆性石けん500倍等）。また、洗浄水は、排水溝に流す。



○保管庫及び動力噴霧器に破損があった場合、随時補修し、
【記載】飼養衛生管理者名 に報告し、作業日誌にも記録する。

ねずみ対策

ねずみ対策

○給餌 ☐ 時間後、通路にこぼれた餌を ☐ 【記載】 従事者名 が掃除する。

○毎週 ☐ 曜日、 ☐ 【記載】 従事者名 がネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況をチェック表に記録する。

○侵入跡が確認された場合、 ☐ 【記載】 従事者名 が侵入跡一帯に粘着シートを設置するとともに、その周囲に殺鼠剤を撒く。

○対策の実施状況は、 ☐ 【記載】 飼養衛生管理者名 に報告し、作業日誌にも記録する。

殺鼠剤の設置箇所



【殺鼠剤散布時の注意点】

- ①手袋を着用する。
- ②畜舎の隅に配置する。
- ③豚が誤食しないようにする。

出荷デポにおける交差汚染防止対策

豚を出荷デポに収容後は、衛生管理区域外の衣服・靴へ着替え、積込作業を行い、積み込み後、出荷デポの洗浄・消毒を行う。

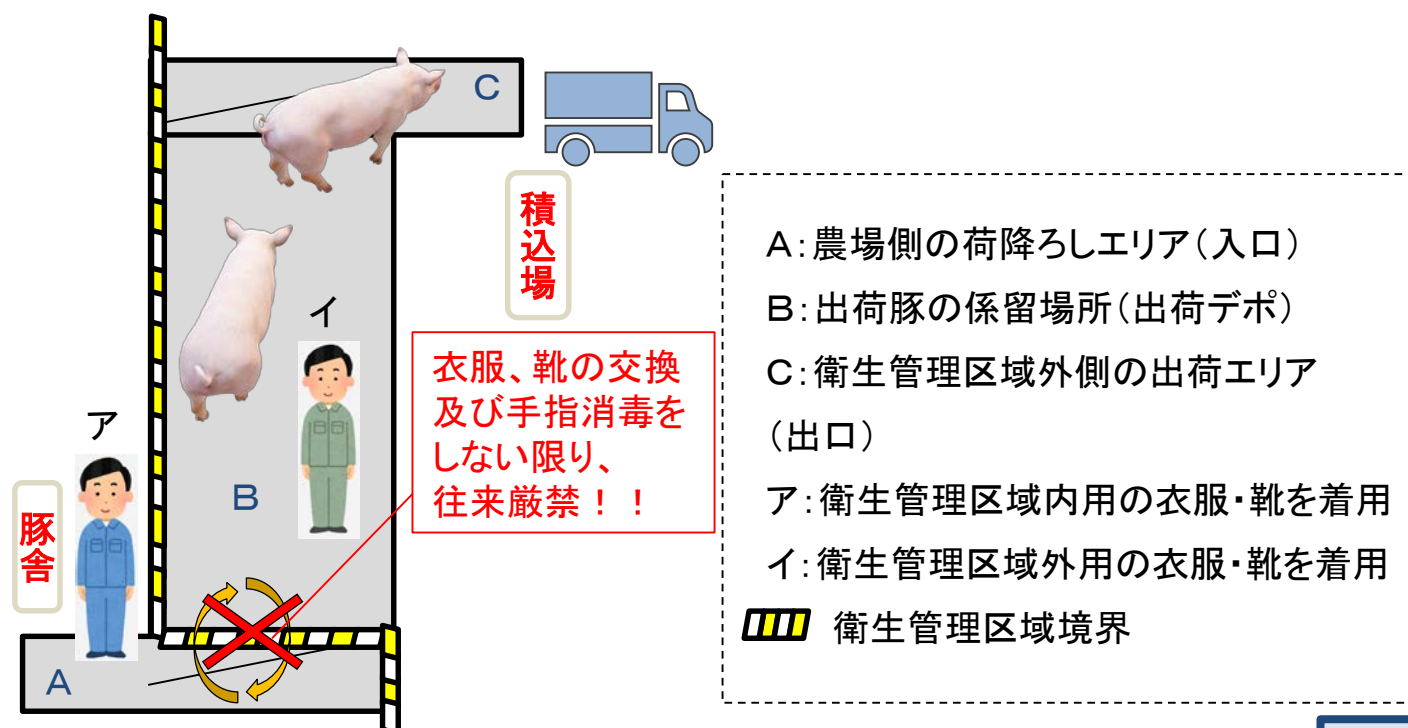
○【記載】従事者名ア は、豚を豚舎(A側)から出荷デポ(B側)に追い込む。その際、出荷デポには立ち入らない。

※出荷デポ等の衛生管理区域外へ出る必要がある場合は、衣服・靴の交換を行う。

○【記載】従事者名イ は、出荷デポから豚をトラック(C側)へ積み込む。その際、衛生管理区域には立ち入らない。

○全ての豚を積み込み後、【記載】従事者名イ は、出荷デポを洗浄・消毒し、洗浄水は、側溝に流す。

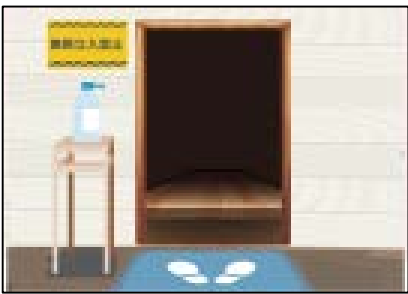
※衛生管理区域内に戻る際は、衣服・靴を交換する。



退場時の動作フロー

- ①更衣室にて、専用衣服・靴・手袋を脱ぐ。
- ②手指を洗淨・消毒する。
- ③【記載】事務所入り口 等に設置した台帳に退場時刻を記帳する。
なお、農場従事者は退勤時、農場従事者用の台帳に記帳すること。

※衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗淨・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。



業者ごとに区分された台帳

【飼料運搬A業者用】令和〇年 〇〇農場 入退場記録簿							
	日付	入場時刻	退場時刻	氏名	目的	当日の他の畜産関係施設への立入	過去1週間以内での海外渡航
1	/	:	:			有・無	有・無
2	/	:	:			有・無	有・無
3	/	:	:			有・無	有・無
4	/	:	:			有・無	有・無
5	/	:	:			有・無	有・無
6	/	:	:			有・無	有・無
7	/	:	:			有・無	有・無
8	/	:	:			有・無	有・無
9	/	:	:			有・無	有・無
10	/	:	:			有・無	有・無

車両退場時の動作フロー

- ①農場専用のフロアマットは、消毒場所に備付けのポリバケツに入れる。
 - ②消毒場所で車両を消毒する。
 - ③専用の衣服・靴を脱ぎ、消毒場所に備付けのポリバケツに入れる。
 - ④手袋を脱ぎ、消毒場所に設置してあるゴミ箱に捨てる。
 - ⑤手指を洗浄・消毒する。
 - ⑥台帳に退場時刻を記帳する。
- ※車両の消毒方法、衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

台帳



衣服・靴回収用

フロアマット回収用



【記載】従事者名 は毎週 ☐ 曜日と ☐ 曜日に使用済の衣服・靴・フロアマットをポリバケツから取り出し、水洗いする。ポリバケツは新しい水に入れ換え、消毒薬を入れて元の場所に戻す（ 【記載】逆性石けん500倍等 ）。

【別添】作業手順(SOP)及び緊急連絡網

- 消毒薬の希釈方法
- 車両の消毒の方法
- 物品等の消毒方法
- 専用衣服・靴の着用方法
- 専用衣服・靴の脱衣方法
- 衣服の洗淨・消毒方法
- 手指の洗淨・消毒方法
- 靴の洗淨・消毒方法
- 施設等の洗淨・消毒方法
- 石灰帯の設置方法
- 緊急連絡網

消毒薬の希釈方法

消毒薬は下記の希釈倍率で作成する。

消毒薬 原液量 (ml)		水(ℓ)			
		2	10	100	500
消毒薬の希釈倍率(倍)	100	20	100	1000	5000
	500	4	20	200	1000
	1000	2	10	100	500
	2000	1	5	50	250

表を参考に、作りたい消毒薬の希釈倍率と水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。

消毒薬の作成方法



消毒のために準備するもの

車両の消毒の方法

- ・実施場所：衛生管理区域出入口
 - ・実施頻度：入退場ごと
 - ・消毒薬の種類(希釈倍率)：【記載】 逆性石けん500倍等
 - ・次の手順で消毒し、記録する。
- (なお、消毒場所の看板にも消毒手順を掲示。)



①車全体を消毒する。



②タイヤ周りも念入りに消毒する。



③乗降ステップやペダルを消毒する。



④ハンドル回りも消毒する。



⑤車両から落とした泥や汚れは側溝へ洗い流す。

物品等の消毒方法

煮沸消毒



【消毒対象】器具、工具等

①沸騰水中で加熱する。

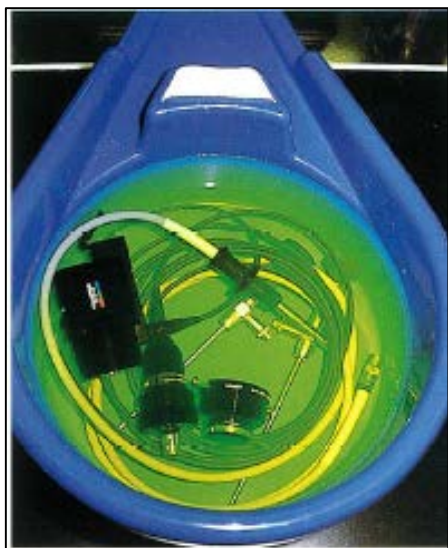
加熱時間【記載】80℃ 5分間等

②水滴をタオルで拭き取る。

③ ☐ 時間 自然乾燥させる。

④乾燥後、所定の場所に戻す。

浸漬消毒



【消毒対象】ビニール袋、器具等

①消毒薬を調整する。

・消毒薬の種類: 【記載】逆性石けん500倍等

②水洗いし、汚れを落とした器具を消毒薬に漬ける。

・浸漬時間 ☐ 時間

③消毒後、水洗いし乾燥させる。

・乾燥時間 ☐ 時間

④乾燥後、指定の場所に戻す。

紫外線消毒



【消毒対象】携帯電話、財布等

①埃を拭く。

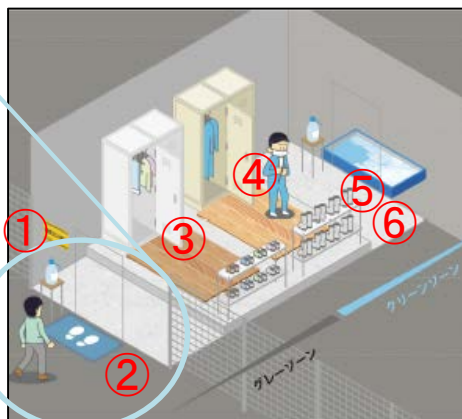
②棚に入れ、扉を閉める。

③紫外線殺菌灯を付ける。

④ ☐ 分後、殺菌灯を消し、物品を取り出す。

専用衣服・靴の着用方法

衛生管理区域境界及び畜舎前の更衣室における着用方法



①手指の洗浄・消毒後、更衣室に入場する。

②更衣室に入る前、場内用サンダルへ履き替える。

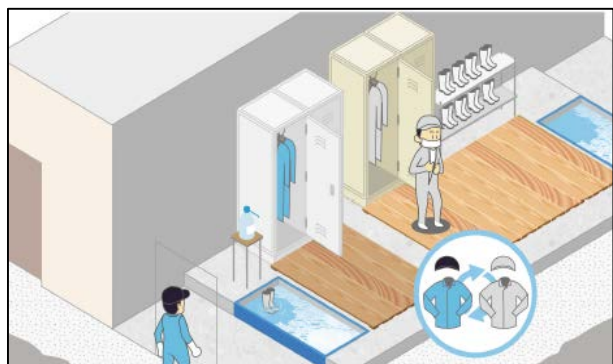


③スノコの上で外服を脱ぎ、所定の場所に収める。

⑤衛生管理区域内専用の靴を履く。

⑥手袋をはめる。

④衛生管理区域内専用の衣服を着用する。



※衛生管理区域では、青色の衣服を着用し、畜舎内では、灰色の衣服を着用する。

衣服・靴の脱衣方法

衛生管理区域境界及び畜舎前の更衣室における脱衣方法

脱衣後の衣類、手指に汚れが付着しないように脱ぐ。

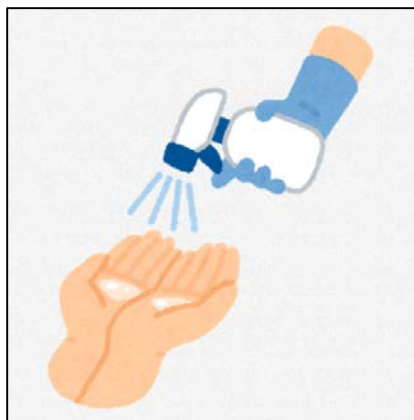
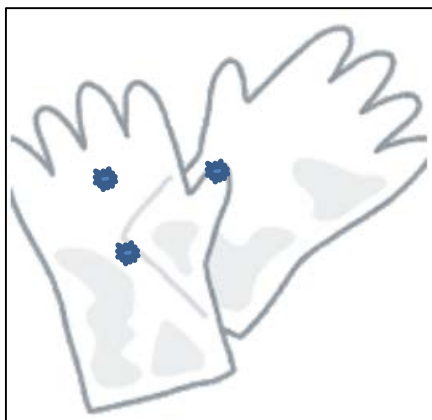
長靴をブラシで洗浄後、
踏み込み消毒を行う。



衣服を脱ぎ、洗濯用カゴに入れる。



手袋を脱ぎ、ゴミ箱に捨て、手指をアルコールで消毒する。



衣服の洗浄・消毒方法

- ・実施場所：衛生管理区域内
- ・実施頻度：作業終了後



①衣服についた汚れを落とす。



②洗濯する。



③天日干しする。

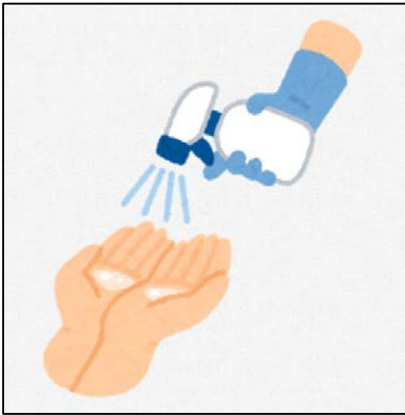


※病原体に付着したことが明らかな場合、消毒薬に一晩浸漬する。

【記載】 逆性石けん500倍等

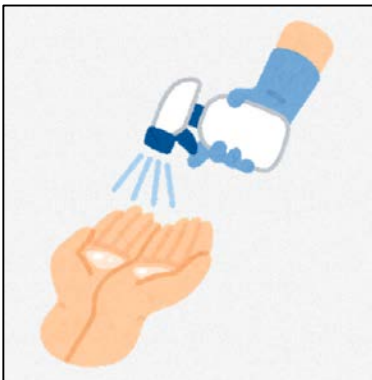
手指の洗浄・消毒方法

- ・実施場所：衛生管理区域境界、畜舎境界
- ・実施頻度：入退場時
- ・消毒薬の種類：【記載】アルコールスプレー等



手袋で代用可能

【ポイント】



- 1 手洗い用スプレーで手についた汚れを落とす。
- 2 手全体がシットリする程度に消毒薬を吹きかける。
- 3 消毒薬を揉み込みように手のひら・甲・指の間・手首を消毒する。

靴の洗浄・消毒方法

- ・実施場所：衛生管理区域境界、畜舎境界
- ・実施頻度：入退場時
- ・消毒薬の種類：【記載】逆性石けん500倍等



①汚れたまま消毒槽に入るのはNG



②長靴は念入りに洗浄する。



③溝の汚れも丁寧に洗い落とす。



④消毒槽に入る。



⑤天日干しする。



【参考】水道が付近にない場合、消毒槽の手前に洗浄槽を設置する。

施設等の洗浄・消毒方法

①現状把握



張り巡らされたクモの巣と汚れた天井



真っ黒に汚れて汚い照明



目盛りが見えない



溜まったホコリ

②準備



使用する道具の準備する。



ノズルを清掃する。



電気の配線やスイッチを目張りし洗浄しやすくする。

③ 洗浄・乾燥



天井の汚れを洗浄する。



配管周りは雑巾、スポンジを使って洗浄する。



しっかりと乾燥させる。



扉や壁はデッキブラシを使ってムラなく洗浄する。



④ 消毒



発泡消毒
洗浄が不十分だと泡
が茶色くなる。

⑤ 乾燥・石灰塗布



発砲消毒後、
十分に乾燥させ、
石灰を塗布し、
より効果を高める。



石灰帯の設置方法

(参考) 石灰帯

農場出入口に消石灰散布等による車両用の消毒ゾーンを設置し、車両による病原体の持ち込み・持ち出しを防ぐ。



①消石灰は強アルカリ性のため、
防護服等を着用する。



②地面を覆うように散布する。



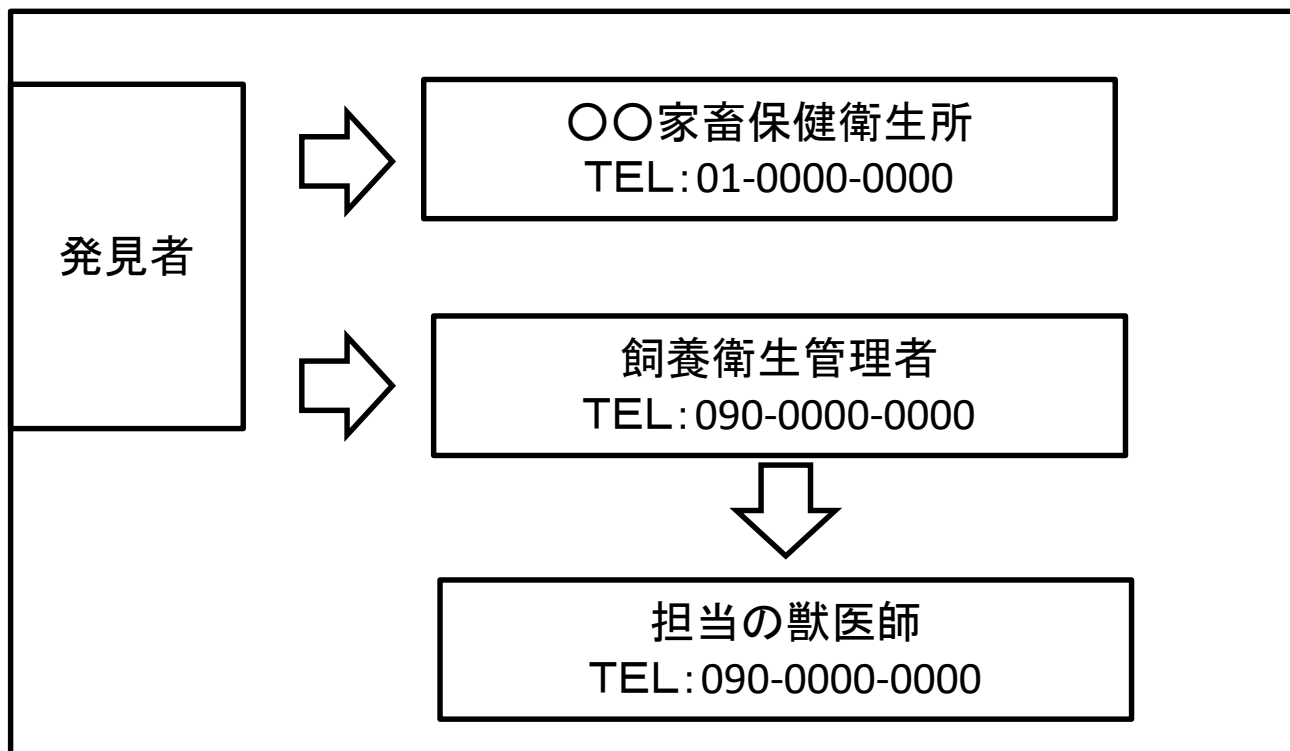
③ホウキでムラをなくす。

○畜舎周囲と農場外縁部(出入口の外周を含む) $\square$ m以上の幅
で地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布する。

○消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。

緊急連絡網

特定症状が確認された場合



特定症状以外の異常が確認された場合

